

公 告

次のとおり制限付き一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/E C）における電子入札サブシステムにより実施する。

平成27年4月21日

春日井市長 伊 藤 太

入札事案	1 件名	新藤山台小学校外構工事		
	2 場所	春日井市藤山台地内		
	3 工期	契約締結日の翌日から平成28年2月29日まで		
	4 概要	施設撤去工 一式	階段工 一式	
		敷地造成工 一式	修景施設工 一式	
		擁壁工 一式	遊戯施設整備工 一式	
		給水設備工 一式	サービス施設整備工 一式	
	雨水排水設備工 一式	管理施設工 一式		
	雨水流出口抑制施設工 一式	グラウンド・コート施設整備工 一式		
	電気設備工 一式	競技施設工 一式		
	園路広場整備工 一式	スポーツポイント工 一式		
	園路広場整備工（縁石） 一式	植栽工 一式		
	駐車場整備工 一式			
5 予定価格	事後公表			
6 最低制限価格	事後公表			
7 工事担当課	春日井市教育委員会教育総務課			
入札参加資格	8 入札参加資格者名簿の年度	平成26・27年度		
	9 地域要件	春日井市内の本店又は支店		
	10 業種区分及び総合評定値(1)	土木工事業	(本店) 650点以上 (支店) 1,100点以上	
	11 業種区分及び総合評定値(2)	—		
	12 施工実績	内容	平成24年4月1日以降に完成した官公庁が法の規定に基づく土木工事業の工事として発注した工事について、元請として(JV工事も含む。)施工実績を有する者であること。	
		金額	4千万円以上(JV工事は、出資割合が20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。)	
	13 施工実績(その他)	内容	—	
		金額	—	
	14 春日井市工事成績評定	土木工事業		
	15 その他の要件	本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。		
16 入札方式	事後審査型一般競争入札			
17 落札方法	価格競争			
18 参加申込期間	平成27年4月21日(火) 午後3時から 平成27年4月28日(火) 午後4時まで			
19 参加申込添付書類	制限付き一般競争入札参加申込書			
20 入札参加資格結果通知	—			
21 入札参加資格結果通知についての質問期限	—			
22 資格確認申請書等及び設計図書配布期限	平成27年4月28日(火) 午後5時まで			
23 設計図書の質問期限	平成27年5月13日(水) 正午まで			
24 入札回数	3回			

入札 手 続 き 等	25 入札期間	平成27年5月20日(水) 午前9時から 平成27年5月21日(木) 午後4時まで 平成27年5月22日(金) 午前10時30分 から 午後0時30分 まで 平成27年5月22日(金) 午後1時30分 から 午後3時30分 まで
	26 入札添付書類	工事費内訳書
	27 開札日時	平成27年5月22日(金) 午前10時 平成27年5月22日(金) 午後1時 平成27年5月22日(金) 午後4時
	28 開札場所	春日井市財政部管財契約課
	29 資格確認申請書等提出期限 及び提出先	平成27年5月26日(火) 午後4時まで 春日井市総務部総務課
	30 資格確認申請書等	制限付き一般競争入札参加資格確認申請書 建設業許可通知書の写し及び営業所ごとの営業業種一覧表の写し 経営事項審査の総合評定値通知書の写し 12項の工事を施工し、完成させた実績が確認ができるもの
	31 その他	—
入 札 (契 約) 条 件	32 入札保証金	春日井市契約規則(昭和40年春日井市規則第6号)第11条の規定により免除。ただし、第12条の2の規定により落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、免除された入札保証金に相当する額を違約金として納付すること。
	33 契約保証金	契約金額の100分の10以上
	34 前払金	有
	35 中間前払金又は部分払	有
	36 合算変更の有無	無
	37 建り法適用の有無	有
	38 その他	—
39 契約担当課	春日井市財政部管財契約課	
連 絡 先	春日井市鳥居松町5丁目44番地 (入札参加資格に関すること) 春日井市総務部総務課庶務担当 (電話 0568-85-6067) (入札の執行に関すること) 春日井市財政部管財契約課契約担当 (電話 0568-85-6267) (工事の内容に関すること) 春日井市教育委員会教育総務課営繕担当 (電話 0568-85-6439)	

その他別添「春日井市制限付き一般競争入札の公告説明書」を遵守すること。